

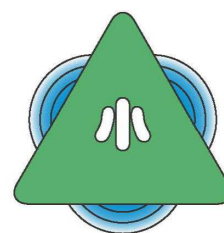
鳥海の子

～明るく・かしこく・たくましく～

令和5年度 学校報 No.14 文責 校長

コミュニティ・スクールだより

由利本荘市立鳥海小学校 令和5年 7月14日

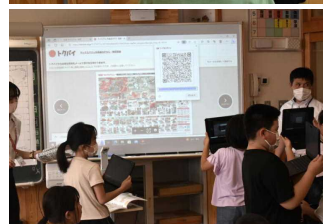


由利本荘市教育委員訪問

～子どもたち・先生方のがんばりと表情をほめていただきました～

7月10日(月)の午前中に、由利本荘市教育委員のみなさんが本校を訪問され、子どもたちや学校の様子をご覧になりました。そして、子どもたちや先生方の頑張りをたくさんほめていただきました。ご指導いただいたことを、この後の教育活動に生かしていきたいと思えます。以下にご指導いただいた一部を紹介いたします。

- ・地域と共に様々な行事子どもたちに経験を積む機会を与え、有用感をもてるようにしてください。安心と安全で学校を楽しみに登校できる現在の状況を継続してほしいものだ。
- ・児童の個々の能力の違いを超えて、自分なりの考えを自然に出すことができる学級環境や児童生徒、児童と職員の信頼感を構築してきていると感じた。
- ・先生の児童の言葉に対する「うなずき」が印象的であった。先生方の子どもに対する見守り・受容が子どもにとって安心・認め、違ってもいいと感じることにつながり、受容的な認め合う子どもの姿につながると期待される。
- ・特別元気で明るいというわけではないが、表情は明るく眼を生き活きとさせて授業に向かっている。子ども同士も仲が良さそうなので、この状態を持続させていただきたい。
- ・子どもたちが主体的で堂々と発言したり伸び伸びと生活している様子がみられ、一人一人が活躍している様子が見えた。
- ・一人一人の学びの意欲が大切にされ、みんなが集中して自分の言葉で学びを深めていた。待ちと認めが先生の姿から感じられた。
- ・それぞれの先生に明るさ、穏やかさ等に特徴がありますが、全員が親しみをもって接している。ボードとICT・黒板の活用が素晴らしくなされている。
- ・丁寧な授業づくりで個別の対応を大事にしていることも伝わった。分かったと思うようになるには習熟の時間確保ができるように、授業のスピードアップが必要と感じる。
- ・積極的にタブレットを活用した子どもたちの学びの姿が多く見られ、チャレンジする先生方の姿が印象的であった。
- ・本市情報化認定の基準を満たすかのアンケートで鳥海小学校は学校自己評価が高く、本日の授業はそれを実現していた。リーダーとなる教師とチャレンジする教師との実践で子どもたちの生きる力を育てていた。ICTを文房具として活用していた。見える学力として、思考力・判断力・表現力等あるいは知識・技能などにつなげてほしい。(裏面へ)



- ・タブレットを子どもが使いたい方法で一人一人が使えるような配慮が見られ、どの学年でも子どもがよく活用している様子が見られた。
- ・児童の作品が数多く教室内外に掲示され、児童のよさをみんなで共有できる環境を整えていた。
- ・子どもたちの活動がとても大切にされ、それを保護者にも伝える工夫がなされていて新しい取組と感じた。また、先生たちの朱書きのコメントは、育てたい力を意識した内容で素晴らしい。

- ・10周年おめでとうございます。記念事業には子どもたちも保護者も協力して思い出に残るものとなるように期待しています。



PTA学校参観日 ご来校ありがとうございました

7月12日(水)の昼休みは、いつもとは少々違うにぎやかさを感じました。家族に自分たちの様子を見てもらう嬉しさと緊張・・・子どもたちのそんな気持ちが表れているようでもありました。玄関ホールでは1年生「あいうえお作文」2年生「まちたんけんマップ」3年生「そばクイズ」



4年生「清掃センター見学新聞」「都道府県の旅」5年生「夏は〇〇(詩・短歌・俳句)」6年生「たのしみは(短歌)」と学習成果物がお迎えしました。

授業参観やPTCRでは、4月からの子どもたちの学びのレベルアップぶりをご覧いただけましたと思います。お家の方に調べたことの発表を聞いてもらったり、家庭科の裁縫の仕方を応援してもらったりする学年もありました。引き続き、子どもたちの成長にご協力くださいますようお願いいたします。

三連休せめて夏休み!にむけて

～自らの命と自らの安全を、自ら守る～

7月17日(7月の第3月曜日)は、「海の日」です。海の日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うための祝日です。そのため、子どもたちは夏休み前の三連休!!

本日、明日の荒天に係る注意とともに、各学級で子どもたちに夏休みとその前後について

「交通事故の防止」

「水難事故防止」

「不審者による事故の防止」

「熱中症事故の防止」



の指導をしました。特に、交通事故については、今年度、由利本荘市内で自転車事故が起きることから「事故に遭った場合、自分でけがの有無を判断することなく、運転手や近くの大人に通報を依頼すること」と指導しています。道路交通法の一部改正により令和5年4月1日から全ての年齢層の自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務が規定されました。また、県条例によって自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。子どもたちの自転車利用について、ご家庭でも声掛けや見届けをよろしく願いいたします。